

**I P 通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2023年7月15日時点**

~2023年7月14日	2023年7月15日~
-------------	-------------

<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)  <span style="float: right;">実施 平成11年7月1日</span></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>別記          17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等          (3) 特定加入者回線に係るもの          ア <a href="#">DSL回線に係るもの</a></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; font-size: small;">事業者の名称</th> <th style="text-align: center; font-size: small;">契約の種別等</th> <th style="text-align: center; font-size: small;">契約約款の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">東日本電信電話株式会社</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">西日本電信電話株式会社</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p>	事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称	<a href="#">東日本電信電話株式会社</a>	<a href="#">I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま</a>	<a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>	<a href="#">西日本電信電話株式会社</a>	<a href="#">I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま</a>	<a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>	<p>▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号)  <span style="float: right;">実施 平成11年7月1日</span></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>別記          17 I P 通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等          (3) 特定加入者回線に係るもの          ア <a href="#">削除</a></p> <p>イ (略)</p> <p><a href="#">附 則 (令和5年7月10日C N S 1サ第000400002009-01号)</a>  <a href="#">(実施期日)</a>          1 <a href="#">この改正規定は、令和5年7月15日から実施します。</a>  <a href="#">(経過措置)</a>          2 <a href="#">この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第6種オープンコンピュータ通信網サービス (カテゴリ5のタイプ3又はカテゴリ6のタイプ3に限ります。)に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</a>          3 <a href="#">前項の場合において、第6種契約者は、契約内容の変更の請求等 (付加機能又は附帯サービスについては、利用の開始に係るものを含みます。)を行うことができます。</a>  <a href="#">ただし、次に掲げる事項については、変更の請求等を行うことができません。</a>          ア <a href="#">第6種オープンコンピュータ通信網サービスの区別の変更 (カテゴリ5のタイプ3とカテゴリ6のタイプ3との間の相互の変更とします。)</a>          イ <a href="#">I Pアドレス数による区別の変更</a></p>
事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称								
<a href="#">東日本電信電話株式会社</a>	<a href="#">I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま</a>	<a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>								
<a href="#">西日本電信電話株式会社</a>	<a href="#">I P 通信網契約 (メニュー4に係るものに限りま</a>	<a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>								

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2023年7月15日時点	
～2023年7月14日	2023年7月15日～
	<p><u>ウ DSL回線の移転、品目の変更、通信又は保守の態様による細目の変更その他DSL回線に係る利用内容の変更</u></p> <p><u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>